

アジア開発銀行における気候変動分野の取組み ～JCM日本基金～



アジア開発銀行 持続可能な開発・気候変動局
気候変動・災害リスク管理課 環境専門官 手島裕明

私は現在、環境省からの出向者としてアジア開発銀行に勤務しています。本稿では、アジア開発銀行の概要とともに、気候変動分野の取組みについて、現在私が担当しているJCM日本基金の業務を中心に紹介します。

1. アジア開発銀行の概要

アジア開発銀行 (Asian Development Bank: ADB) は、1966年に設立されたアジア・太平洋地域を対象とする国際開発金融機関です。「貧困のないアジア・太平洋地域」というビジョンを掲げ、全ての人々に恩恵が行き渡る経済成長、環境に調和した持続可能な成長、及び地域統合の促進を通じてアジア・太平洋地域の貧困削減と国民生活の質の改善を支援しています。

現在ADBの支援の対象となっているのはアジア・太平洋地域の40カ国 (開発途上加盟国) で、ADBはこれに日本や欧米など域内外の国・地域も加えた合計67の加盟国・地域によって構成されています。本部はフィリピン・マニラに置かれ、さらに全世界に31の事務所を設置しています。職員は全体で約三千人おり、約千人が加盟各国・地域からの専門職員 (日本人は百数十名)、約二千人がフィリピン人を中心とした補助職員となっています。設立以来、日本は米国と並んで最大の出資国となっており、歴代の総裁には日本人が就任しています。

ADBの具体的な業務としては、開発途上加盟国におけるエネルギーや交通等のインフラを中心とする様々なプロジェクトへの貸付や無償資金供与に加え、プロジェクトの計画・実施のための支援などを目的とした技術協力、政策対話などがあります。2017年には201億ドルの融資・無償援助等、119億ドルの信託基金を含む協調融資、2億ドルの技術協力を合わせ、総額322億ドルをコミットしています。

現在ADBでは、2008年に策定されたADBの長期戦略「ストラテジー2020」に続く長期戦略となる「ストラテジー2030」を策定中で、今年中に発表する予定となっています。ストラテジー2030は持続可能な開発目標 (SDGs) や気候変動に関するパリ協定などの国際的な課題に沿ったものとなっており、優先事項として「アジア・太平洋地域でいまだ続く貧困と拡大する不平等への

対処」、「競争力があり、環境に優しく、さまざまな変化や状況に適応でき、インクルーシブで暮らしやすい都市の構築」などとともに「気候変動への対応強化、気候変動・災害に強い社会の構築、環境の維持」が挙げられています。

2. 気候変動分野の取組み

気候変動分野については、2015年に、当時30億ドル程度だった気候変動関係の年間支援額を2020年までに年間60億ドルに倍増させるという目標を発表しています。これは途上国における気候変動対策のため、2020年までに官民合わせて年間1,000億ドルを動員するという先進国によるコミットメントを受けたもので、60億ドルのうち40億ドルは再生可能エネルギー、エネルギー効率、持続可能な交通、スマートシティ建設への支援拡大などの緩和策に、20億ドルは気候変動に対応したインフラ及び農業、気候変動に伴う災害への備えなどの適応策に充てることとしています。2017年には緩和策に約42億ドル、適応策に約10億ドルの総額約52億ドルの支援を実施しました。

また、ストラテジー2030の策定に先立ち、昨年7月には気候変動分野におけるADBの長期的な業務方針を示した“Climate Change Operational Framework 2017-2030 (CCOF2030)”を発表しました。CCOF2030では、ADBの業務体制・能力を強化することにより開発途上加盟国にとってADBが気候変動分野における有力なパートナーとなることを目指し、5つの原則「開発途上加盟国によるNDCや各種計画で定められた気候変動関連の目標の支援」、「低炭素な開発の促進」、「気候変動影響への適応策の推進」、「気候変動適応と災害リスク管理の統合」、「持続可能な開発アジェンダへの気候変動関係施策の関連付け」を定めています。その上で、開発途上加盟国に対する具体的な支援策として、NDCや各種計画に基づく具体的な気候変動関連投資計画の策定支援、官民・国内外の気候変動関係資金へのアクセス促進、ADBプロジェクトへの低炭素技術の活用推進等といった施策を示すとともに、ADBの組織面の強化・改善策も定めています。

3. 二国間クレジット制度日本基金 (JFJCM)

現在私は、ADBの主要業務である融資等を担当する部局（東南アジア局等の地域局や民間部門業務局）とは異なる、これら融資担当部局や開発途上加盟国を様々な形で支援する役割を持った部局の一つである持続可能な開発・気候変動局に所属し、気候変動関係の信託基金の一つである「二国間クレジット制度日本基金」（JCM日本基金またはJFJCM）を担当しています。

JFJCMは、日本の環境省からの拠出金を得て2014年に設置されたADBの信託基金です。信託基金とは、各国政府等の外部機関が特定の目的のためにADB等の機関に拠出した資金をもとに設置する基金のことです。ADBも数十種類の信託基金を設置・運用しており、無償資金供与（グラント）や技術協力等によって通常のADB融資等を補完的に支援しています。JFJCMは、導入コストが高いためADBのプロジェクトでの活用が十分に進んでいない先進的な低炭素技術について、JFJCMの資金を用いて当該技術の導入に必要な追加コストを軽減することによってADBプロジェクトでの採用を進めていくもので、これによりアジア・太平洋地域における先進的な低炭素技術の普及・拡大に貢献することを目指しています。また、JFJCMはADBの信託基金であると同時に、日本政府からの拠出金によって設置された、二国間クレジット制度（JCM）に基づく基金という側面もあるため、JFJCMを活用したプロジェクトで達成された温室効果ガスの排出削減については、最終的にはJCMクレジット化を目指すこととなります。

2014年の設立以来、毎年環境省からJFJCMへの拠出金を得ており、基金の規模としては本年6月時点での累計額で約5,170万ドルになります。JFJCMによる支援の対象となる国は、ADBの開発途上加盟国の中でJCM対象国にもなっている国で、現在はモンゴル、バングラデシュ、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、パラオ、カンボジア、ミャンマー、タイ、フィリピンの11カ国が対象となっています。支援対象国において実施する様々なADBプロジェクトの中で、再生可能エネルギーやエネルギー効率向上策、廃棄物発電などといった先進的な低炭素技術の導入が見込める案件について、この先進的な低炭素技術の導入に必要な、通常レベルの技術の導入と比較した場合の追加コストをJFJCMからグラントとして供与します。1件のプロジェクトに供与可能な上限額が定められており、ADB融資等を含むプロジェクト全体予算の10%を上限として（ただし1件あたり最大でも1,000万ドル）、グラントを供与することができます。ADBは、国（ソブリン案件）だけでなく民間セクター等を対象とした融資等（ノンソブリン案件）も実施しており、ノンソブリン案件の場合、JFJCMはADB融資に対

する利子負担を軽減する利子補給の形で支援を行います。いずれの場合も、JFJCMとして単独で支援を行うのではなく、ADB融資等の案件に対する追加的な支援を行う形になります。

これまでに、2件のJFJCM案件が正式に承認されて実施段階に入っています。2015年に承認された第1号案件は、モルディブにおけるスマートマイクログリッドシステムの案件です。ADB等の支援によりモルディブの約160の島に太陽光発電とスマートグリッドを導入するプロジェクトの中で、同国内でも電力需要の高いアッドゥ環礁に、太陽光発電に加えてJFJCMからの500万ドルの追加支援によりリチウムイオン蓄電池及び高性能エネルギー管理システムを導入し、より効率的な太陽光発電の運用を目指すものです。もう1件は2017年に承認されたカンボジアにおける省エネ型排水処理場の案件です。ADB等が支援するカンボジアの地方上下水整備プロジェクトの対象都市の一つであるバタンバン市において、既存のラグーン式排水処理設備に代わる省エネ性能に優れた高効率な排水処理システムを、JFJCMからの1,000万ドルの追加支援を活用して導入するものです。この他、数件の新規案件についても現在準備を進めているところです。

JFJCMの申請・承認プロセスは、ADBのプロジェクト担当者が自分の担当するプロジェクトに対するJFJCMの追加支援を申請する形になっており、この申請をADBの内部審査を経て、基金のドナーである環境省による審査・承認を得た上で、最終的にADBの理事会で正式に承認されることとなります。その後、ADBの融資等及びJFJCMグラントを受けたプロジェクト実施機関により、ADBの調達ルールに基づく入札が行われます。ソブリン案件は国際競争入札が必要となり、ノンソブリン案件の場合でも何らかの競争的な調達プロセスが求められるので、日本の拠出金による信託基金を活用するといっても、入札において特段日本の事業者が有利になる訳ではありませんが、JFJCMによって先進的な低炭素技術が求められることになるため、先進的な低炭素技術を有する事業者が正当に評価されることが期待できます。私は2名のJFJCM事務局スタッフとともに、ADBで検討・準備している案件を中心に、時には事業者からのJFJCM活用可能性についての相談を受けるなどして、JFJCMで支援可能な案件を発掘しています。必要な場合には専門知識を持つコンサルタントを雇用しその力も借り、プロジェクト担当者と協力して、導入可能な低炭素技術の特定や現地ニーズの把握、温室効果ガス削減の費用対効果など様々な観点を考慮し、よりよい案件の実現に努めています。